

議案第157号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、東京地方裁判所平成〇〇年（〇）第〇〇〇〇〇号損害賠償請求事件に関し下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 損害賠償額 139,857,860円

2 当事者 原告 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇

成年後見人 〇〇 〇

被告 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

3 事件の概要 平成21年8月24日さいたま市立病院において、入院していた原告が低酸素脳症を発症した後、後遺症が残ったのは、当該病院が適切な処置を採らなかったことが原因であるとして、その損害の賠償を原告が求めたもの